

発行元：税理士法人 のぞみ
相続手続 そうだん室TEL:0263-32-473
7
TEL:0263-32-860
0長野県松本市城西2-5-12
http://nozomi-tax.jp/

戸籍等の広域交付と相続人申告登記

今年3月1日から始まった戸籍等の広域交付と4月1日から始まった相続登記義務化に伴う相続人申告登記につきその概要をご案内いたします。



I. 戸籍証明書等の広域交付

今までは、相続手続などで使用する戸籍謄本等を取得する際、被相続人が全国各地を転々と転籍していた場合、本籍を置いていた各市区町村役場に対し個々に郵送にて取寄せなくては行かず時間と郵送料・定額小為替発行手数料等費用が掛かりました。

ところがこの制度が導入されたことにより、今お住まいの最寄りの市区町村役場において簡単に全国の本籍地の戸籍謄本を取得することが容易となり煩わしい相続手続の負担軽減の一助となることが期待されています。

◎請求できる人

本人・配偶者・父母・祖父母等（直系尊属）・子、孫等（直系卑属）の戸籍等は取得できる。専門職（各士業）に取得依頼できない。



◎ご利用にあたっての注意事項

①戸籍等を請求できる方が市区町村の戸籍担当窓口へ赴き請求 ②郵送や代理人請求はできない ③窓口での本人確認書類として顔写真付きの身分証明書の提示が必要

II. 相続人申告登記

今年4月より相続登記の義務化が始まり相続人等は、不動産を相続・遺言で取得したことを知った日から3年以内に相続登記をする義務が発生しました。相続人申告登記とは、相続人が「所有権の登記名義人について相続が開始したこと」「自身がその相続人であること」を法務局に申出ること、相続登記の義務を果たしたとみなす制度です。

◎特徴・注意事項

相続人申告登記は、不動産の登記名義人が死亡したことと、その法定相続人（の全部または一部）を公に示すためのものです。申告した相続人のみ登記義務履行が認められ申告していない相続人は認められないので注意が必要。

不動産を売却したり、その不動産を担保にお金を借りたりできないため、そうしたい場合は、新たに正規な相続登記の申請が必要となります。

◎手続・窓口

相続人にあたる者より不動産の所在地を管轄する法務局へ申出を行います。登録免許税は非課税です。申出を行うと登記簿に申出をした相続人の氏名・住所等が登記されます。

以上、新たに始まったこれらの制度を良く理解し、ご自身の相続に上手に利用して行くことをお勧めします。

（参考：法務省ホームページ・TKC出版）